

和歌山県・市町村連携会議

令和7年度活動報告

権限移譲小委員会

令和8年3月

1. 事務処理特例条例の改正

～ 令和 6 年度

平成 21 年 3 月	和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6 月	権限移譲に関し、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項の規定に基づく協議
9 月	事務処理の特例に関する条例改正案成立
12 月	(国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
平成 22 年 4 月	48 法律に係る権限を移譲
平成 23 年 4 月	(国) 第 1 次一括法成立
、	、
平成 29 年 4 月	(国) 第 7 次一括法成立
平成 30 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、都市計画法の改正に係る規定の整備
平成 30 年 6 月	(国) 第 8 次一括法成立
平成 31 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、医療法施行規則及び和歌山県公害防止条例の改正に係る規定の整備
令和 元 年 5 月	(国) 第 9 次一括法成立
12 月	和歌山県公害防止条例に係る事務を追加
令和 2 年 3 月	浄化槽法、動物愛護管理法、社会福祉法及び和歌山県動物愛護管理条例の改正に係る規定の整備
令和 2 年 6 月	(国) 第 10 次一括法成立
令和 3 年 3 月	和歌山県魚介類行商条例の廃止に係る規定の整備
令和 3 年 5 月	(国) 第 11 次一括法成立
12 月	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務を追加
令和 4 年 5 月	(国) 第 12 次一括法成立
令和 5 年 3 月	建築基準法の改正に係る規定の整備
令和 5 年 6 月	(国) 第 13 次一括法成立
令和 6 年 3 月	建築基準法施行令及び高圧ガス保安法に係る事務を追加、漁港漁場整備法等の改正に係る規定の整備
令和 6 年 6 月	(国) 第 14 次一括法成立
令和 7 年 3 月	宅地造成等規制法に係る事務の見直し、農地法に係る事務を追加

令和 7 年度

令和 7 年 5 月	(国) 第 15 次一括法成立
令和 7 年 7 月	景観法に係る事務に関する規定の整備
令和 7 年 12 月	医療法に係る事務を追加、建築基準法施行令に係る規定の整備
令和 8 年 3 月	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に係る規定の整備

* 令和 8 年 3 月現在の移譲事務数 87 法令 643 事務

2. 地方分権改革に関する提案募集について

制度概要

- (1) 地方分権改革に関する提案募集とは
現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと（平成26年に導入）
- (2) 当該制度の特徴
- ＜事前相談＞
- ・ 内閣府が直接、相談を受付
 - ・ 提案内容が未確定でも相談可能
（事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能）
 - ・ 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言
- ＜提案＞
- ・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果と合わせて提案
- ＜提案後の対応＞
- ・ 単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要がある

令和7年度までの県内市町村の取組

平成26年度	提案2件（①和歌山市②田辺市）
平成29年度	提案2件（①和歌山市②県と8市町（橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町）での共同提案）
令和7年度	提案1件（田辺市）

※平成27年度、平成28年度、平成30年度～令和6年度…「提案なし」

和歌山県・市町村連携会議

令和7年度活動報告

税収確保小委員会

令和8年3月

県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの税込確保を行うための徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

【令和7年度の主な取組】

●徴収課題の検討

- ・滞納事案の早期着手への取組、効率・効果的な滞納整理の取組
- ・各団体が抱える徴収課題、課題に対する実務状況の把握

●各地域ブロックにおける活動

- ・各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施
- ・地方税法第739条の5による個人住民税の直接徴収又は併任派遣

●共同事業の実施

- ・合同滞納整理強化月間の設定による税込確保の取組
- ・個人住民税の共同催告
- ・不動産の合同公売の実施

【来年度の取組事項】

- (1) 構成団体から提出された徴収課題の調査、研究
- (2) 滞納事案の早期着手、効率・効果的な滞納整理の取組等課題解決に向けた協議や取組
- (3) 共同事業の実施

和歌山県・市町村連携会議

令和7年度活動報告

コスト縮減等小委員会

令和8年3月

令和7年度コスト縮減対策等に関する活動概要

昨今の人口減少・少子高齢社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。この課題への解決策の一つである「コスト縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで県内市町村では創意工夫により様々な取組がおこなわれてきました。

学校施設に関して、全国的に第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、令和6年5月時点では、約6割が築40年以上を経過し、そのうち7割以上が改修を要するなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっており、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要があります。

今回、学校等の集約化・複合化について県内の取組事例を調査するとともに、他府県の実例収集をおこない、結果を取りまとめました。

取組事例の調査

1. 概要

県内における学校等の集約化・複合化にあたりコスト縮減の観点から取り組んだ点や工夫した点などを調査

- ・建設費や維持管理費の削減(施設維持費、給食運搬効率化、教員数など)
- ・ランニングコスト(省エネ:LED照明などによる光熱水費削減)

2. 調査内容

対 象 : 有田市、高野町

調 査 日 : 令和8年2月13日(金)

県内の取組事例～高野町～

複合化

学びの交流拠点整備事業(高野山学びの杜)
(こども園、小学校、中学校、給食センター、
公民館等の複合)



事業の概要

事業概要	高野町の宝である自然・歴史・文化・人を活かし「開く」「守る」「交わる」をコンセプトに各施設を集約複合化し、一体の施設とすることで、日本の先駆けとなる高野町モデルの学びの舎を整備。令和7年9月に開館。		
期間	令和3～6年度		
建物概要	■建物概要 敷地面積: 22,980㎡ 延床面積: 8,645㎡ ■構造・規模 こども園: 地上1階、木造 小中学校: 地上3階、RC造 公民館: 地上3階、RC造 給食センター: 地上1階、S造		
位置	高野山こども園、高野山中学校セミナーハウス、給食センター、スケートリンクを除却した跡地 及び 高野町民グランド用地を活用		
事業費	51億17百万円		
財源	国	1億33百万円	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金
	地方債	45億62百万円	過疎対策事業債 (公共施設マネジメント特別分)
	繰入金	3億74百万円	ふるさと応援寄附基金
	その他	48百万円	企業版ふるさと納税、一般財源

事業の効果

- 「新しい時代の学びを実現する学校施設」を実現
将来の人口ビジョンを見据え、「小・中学校」、「こども園」、「公民館」を中心とした機能を持ち、子供から高齢者まであらゆる世代の交流と社会教育の場となるような施設を一体的に整備
- 防災機能の強化
- 公共施設数やランニングコストの削減を図り、持続可能な町づくり

歳入確保

- 国庫補助金の対象となるよう工夫したほか、企業版ふるさと納税の募集をおこない、財源確保に努めた。

その他

- 町民とのワークショップ
設計時に町民参加型のワークショップを開催し、町民と共に“考え・つくる”プロセスを経て、“愛着”がわく施設
- 憩い、食育の場
家庭科室兼クッキングスタジオとすることで、料理教室やランチルーム等町民憩いの場の提供
- 職員室
小中学校の職員室をワンルーム化し、9年間見守り育てる環境を整備

旧施設の跡地

- 旧小学校及び中学校の除却
公共施設等適正管理推進事業債(集約・複合化に伴う除却)を活用

他自治体の取組事例

自治体名	事業概要	複合化した施設											その他	
		保育所	幼稚園	小学校	中学校	給食センター	公民館	図書館	児童館	集会所	子育て支援センター	老人福祉施設		庁舎 出張所
山口県下関市	3つの保育園と1つの幼稚園を認定こども園として複合化し、児童発達支援センター機能も有する複合施設として整備。(新築)	○	○											児童発達支援センター
石川県七尾市	公民館、中学校を耐震化されているながらも空きスペースが多い行政庁舎内に複合化。【改修】旧図書館は、文化展示施設に転用。				○		○	○					○	
兵庫県伊丹市	集会施設、児童館、図書館、庁舎等を複合化。(新築) 旧図書館と旧児童館の複合施設は文化財整理事務所と博物館に転用。							○	○	○			○	防災倉庫
埼玉県吉川市	小学校、公民館、高齢者ふれいあ広場、子育て支援センター、学童保育室の複合化。(新築)			○			○				○	○		学童保育
東京都目黒区	小学校と出張所、地区プール等を複合化。(新築)			○									○	プール、地域包括支援センター、防災倉庫
東京都調布市	隣接する小学校2校を複合化し、地域開放型の学校を新築。			○				○						図書館、体育館、プール

公共施設適正管理推進事業債

事業	対象施設		地方債措置		
	公共施設	社会基盤施設	公用施設	充当率	交付税措置率
①集約化・複合化	○				50%
②長寿命化	○	○			
③転用	○ 他の公共施設への転用		○ 公共施設への転用	90%	財政力に応じて 30%～50%
④立地適正化	○				
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○		
⑥除却	○	○	○		—

⑤ユニバーサルデザイン化

○庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象

【例】

車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【経過措置】集約化・複合化等に伴う除却事業

令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象

①集約化・複合化

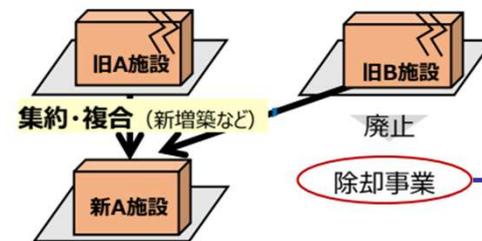
○国庫補助事業も対象

○継ぎ足し単独事業も対象

○令和7年度より集約化・複合化等に伴う除却も対象
(機能統合等に伴うものを含む)

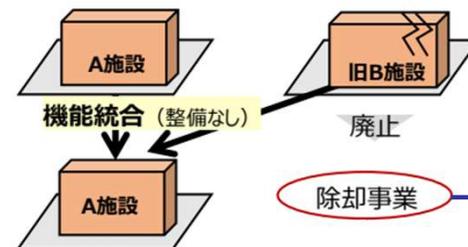
【例(1)】

施設の整備 及び 複数施設を統合する場合



【例(2)】

複数施設の機能統合をする場合



【例(3)】

施設の機能廃止をする場合



【R7拡充】

集約化・複合化事業の対象に「除却事業」が追加

【R8拡充】

公営住宅等も対象